

青森県報

号外第三十二号

平成二十五年
三月二十九日
(金曜日)

目 次

教育委員会

- 青森県立学校学則の一部を改正する規則…………… (教職員課) …… 一
- 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金賞与
条例施行規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 二
- 非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 六

教 育 委 員 会

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
第二十八条の表を次のように改める。

実 施 校

区 域

青森県立北斗高等学校、青森県立尾上総合高等学校、青森県立八戸中央高等学校

県下一円

第二十八条の二を削る。

第二十九条の表を次のように改める。

実 施 校

協 力 校

青森県立北斗高等学校、青森県立尾上総合高等学校、青森県立八戸中央高等学校

青森県立五所川原高等学校、青森県立三沢高等学校、青森県立田名部高等学校

別表第一青森県立青森戸山高等学校の項を削り、同表青森県立浪岡高等学校の項中

普通科
商業科

普通科

に改め、同表大鰐校舎の項を削り、同表青森県立尾上総

合高等学校の項中

| | | |
|--------|------|------|
| 全日制の課程 | 総合学科 | 三年 |
| 定時制の課程 | 普通科 | 三年以上 |

を

| | | |
|--------|------|------|
| 定時制の課程 | 総合学科 | 三年以上 |
| 通信制の課程 | 普通科 | |

に改め、同表青森県立八戸南高等学校の項

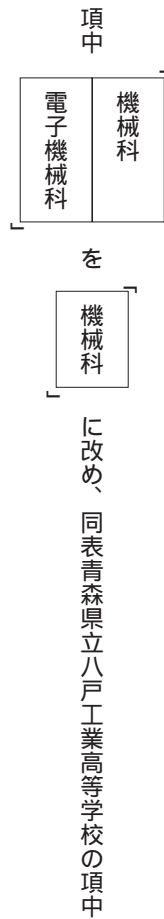
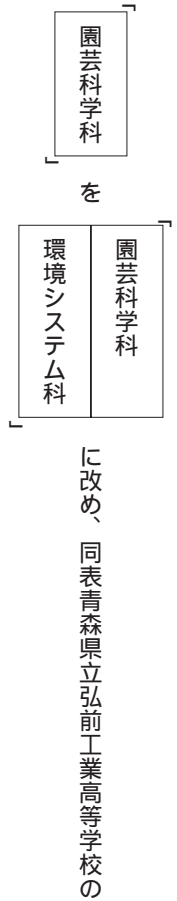
を削り、同表青森県立八戸中央高等学校の項中

| | |
|--------|-----|
| 定時制の課程 | 普通科 |
|--------|-----|

を

| | |
|--------|-----|
| 定時制の課程 | 普通科 |
| 通信制の課程 | 普通科 |

に改め、同表青森県立名久井農業高等学校の項中



「土木科」を「土木建築科」に改める。
附 則

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 青森県立浪岡高等学校の商業科、青森県立尾上総合高等学校の定時制の課程の普通科、青森県立弘前工業高等学校の電子機械科及び青森県立八戸工業高等学校の土木科は、改正後の青森県立学校別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

- 第一条の二に次の一号を加える。
- 第四条の二第二項に規定する修学奨励金の貸与を受けようとする者にあつては

交通機関を利用してその費用を負担していることを証する書類
第三条第一項中「貸与するかどうか」の下に「及び貸与の額」を加える。
第四条の次に次の二条を加える。
(貸与の額)

第四条の二 修学奨励金の貸与の額は、月額一万四千円とする。

2 前項の規定にかかわらず、通学のため交通機関を利用してその費用を負担することを常例とする者に係る修学奨励金の貸与の額は、次の表の上欄に掲げる当該交通機関において発行されている通学用定期乗車券の通用期間のうち六箇月を超えない範囲内で最も長い期間のものの購入に要する金額を当該期間の月数で除した金額（以下「一箇月当たりの通学費用相当額」という。）の区分に応じ、下欄に掲げる額とすることができる。

| 一箇月当たりの通学費用相当額 | 貸与の額 |
|----------------|---------|
| 八千円以上 | 月額一万八千円 |
| 七千円以上八千円未満 | 月額一万七千円 |
| 六千円以上七千円未満 | 月額一万六千円 |
| 五千円以上六千円未満 | 月額一万五千円 |

(貸与の額の変更)

第四条の三 前条第二項に規定する修学奨励金の貸与を受けている者は、貸与の額に変更すべき事実が生じたときは、貸与額変更申請書（第四号様式）に第二条の二第五号の書類を添え、校長を経て教育長に提出しなければならない。この場合において、貸与の額は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から変更するものとする。

2 教育長は、前項の貸与額変更申請書を受理したときは、貸与の額を決定し、貸与額変更決定通知書（第四号の二様式）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

3 教育長は、前項の規定により貸与の額を変更する決定の通知をしたときは、その通知を受けた者と変更契約書（第五号様式）を取り交わすものとする。

第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定により交付した修学奨励金が、前条の規定により変更した貸与の額を上回るときは、その差額は、変更契約書を取り交わした日以後に貸与する修学奨励金の一部とみなす。

第八条の次に次の一条を加える。

(均等払による返還額)

第八条の二 条例第八条第二項に規定する均等払による返還額に一円未満の端数が生じたときは、最後の返還額に合算する。

第十二条に次の一号を加える。

四 第四条の二第二項に規定する修学奨励金の貸与を受けている者にあつては、交通機関を利用してその費用を負担していることを証する書類
第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第2条の2関係)
(第4条の2第1項に規定する修学奨励金の貸与を申請する場合)

青森県教育委員会教育長 殿

年 月 日

申請者 (課程) 学校名 (入学年度) 学年 (入学年度) 氏名 (性別) (男・女) (年 月 日生) 修学奨励金貸与申請書 青森県高等学校在学時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づき修学奨励金の貸与を受けたので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

| | | | | | | | |
|---------------------------------|---------------|------------------|---------|-----|---------|---------|------|
| 申請 | 貸与総額 | 年 月 日から 年 月 月間 | 貸与月額 | | | | |
| 申請 | 貸与月数 | 年 月 月間 | 電話 | | | | |
| 申請者に関する事項 | 現住所 | 年 月 日 (入学・転学・転籍) | 電話 | | | | |
| 申請者の就業状況 | 勤務先の名称 | | 電話 | | | | |
| | 勤務の内容 | | | | | | |
| | 給与(賃金)月額 | 円 | | | | | |
| | 総所得見込額(年額) | 円 | | | | | |
| | 扶養義務者の氏名 | | 申請者との続柄 | | | | |
| 扶養義務者の現住所 | | 電話 | | | | | |
| 扶養義務者の勤務先 | | 電話 | | | | | |
| 扶養義務者の総所得見込額(年額) | 円 | | | | | | |
| 扶養義務者又は申請者の所得に対する前年における所得税課税の有無 | 有 (課税額 円) ・ 無 | | | | | | |
| 家族の状況 | 続柄 | 氏 名 | 年齢 | 職 業 | 勤務先(学校) | 月 収 | 同居の別 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 連帯保証人 | 1 | 氏 名 | 現住所 | 電話 | 生年月日 | 申請者との続柄 | 職業 |
| | 2 | 氏 名 | 現住所 | 電話 | 生年月日 | 申請者との続柄 | 職業 |

上記申請者が修学奨励金の貸与を受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。

連帯保証人 ④
連帯保証人 ④

第四号様式の次に次の一様式を加える。

第4号の2様式(第4条の3関係)

(貸与の額を変更することを決定した場合)

年 月 日

決定番号第 号

氏 名 殿

青森県教育委員会教育長

修学奨励金貸与額変更決定通知書

年 月 日付けの修学奨励金貸与額変更申請については、次のとおり修学奨励

金の貸与の額を変更することに決定しましたので、通知します。

貸与総額 円

貸与月額及び貸与月数

| | | | | |
|----|---|---|-----|---|
| 月額 | 円 | 年 | 月から | 月 |
| 月額 | 円 | 年 | 月から | 月 |

(貸与の額を変更しないことを決定した場合)

年 月 日

決定番号第 号

氏 名 殿

青森県教育委員会教育長

通 知 書

年 月 日付けの修学奨励金貸与額変更申請については、貸与の額を変更しないことに決定しましたので、通知します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式(第4条の3関係)

修学奨励金貸与契約の一部変更契約書

住所

貸与者(甲) 青 森 県

住所

被貸与者(乙) 氏名

住所

連帯保証人(丙) 氏名

住所

連帯保証人(丁) 氏名

上記当事者間において、年 月 日付けで締結した修学奨励金貸与契約の一部を次の

とおり変更する契約を締結した。

第2条を次のように改める。

第2条 修学奨励金の貸与総額、貸与月額及び貸与月数は、次のとおりとする。

- 1 貸与総額 円
- 2 貸与月額及び貸与月数

| | | | | |
|----|---|---|-----|---|
| 月額 | 円 | 年 | 月から | 月 |
| 月額 | 円 | 年 | 月から | 月 |

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙丙丁記名押印し、甲乙各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 青森県教育委員会教育長

乙 氏名

丙 氏名

丁 氏名

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第七号様式中「田部・井井部 田部」を「田部・井井部 田部」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

庁 内 一 般
教 育 事 務 所
各 関 係 学 校

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県教育委員会

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令

非常勤職員給与支給規程（昭和三十六年八月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「六千円」を「五千九百八十円」に改め、同条第二号中「北斗高等学校」を「高等学校」に、「二千七百八十円」を「二千七百七十円」に改め、同条第三号及び第四号中「二千七百八十円」を「二千七百七十円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭